

No.55
2008年1月発行

淀川水系 流域委員会 ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.55

2008年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会
【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務
株式会社日本能率協会総合研究所
淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203
TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036
E-mail: yodogawa@jmar.info
●流域委員会ホームページアドレス
<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。
国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/
猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/
大阪府 土木部河川室/兵庫県土木局河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。



CONTENTS

委員会		
●第65回委員会	10月23日(火)	P. 1
●第66回委員会	11月 7日(水)	P. 5
●第67回委員会	11月26日(月)	P. 9
●第68回委員会	12月11日(火)	P.13
●第69回委員会	12月27日(木)	P.17

このニュースレターは委員会の開催結果をお知らせするものです。

第65回委員会

■開催日時：2007年10月23日（火）16:30～20:30

■場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場B面

■参加者数：委員20名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）168名



- 決定事項：河川管理者からの説明や回答に対する質問は、10月30日までに庶務に提出する。
- 報告事項：庶務より報告資料1を用いて第64回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。
- 審議の概要
 - 河川整備計画原案に対する質問の傾向について：委員長より審議資料1について説明がなされた。
河川管理者には、一般の方にも分かるような、わかりやすい回答をお願いしたい。「次回以降の委員会では説明」という回答については早期をお願いしたい（特にダムに関する基礎的なデータ）。質問と説明の関係がわかりにくいので、質問番号と補足説明の関係をわかりやすく説明して頂きたい（委員長）。
 - 河川整備計画原案の補足説明について
河川管理者より、審議資料2-1～2-5を用いて、河川整備計画原案の補足説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。
 - 淀川・宇治川・木津川・桂川における治水の考え方について
 - 審議資料2-1質問No181には、数字による回答を頂いていない。平成17年7月の5ダムの方針を出す際に数字で具体的に検討しているはずだ。「整理中」という河川管理者の回答には理解に苦しむ。
 - 大戸川ダムは戦後最大昭和28年13号台風で枚方地点の流量を減らすのが最大の目的だが、審議資料2-1質問No182に「昭和47年台風20号において枚方地点で500m³/s効果がある」と回答しているのはなぜか。
→整備途上のあらゆる段階において下流の安全度を下げないという「上下流バランス」を確認する作業で用いた様々な洪水のうち1つが昭和47年台風20号。これは枚方地点に最大の流量をもたらした洪水となっている（河川管理者）。
 - 審議資料2-1質問No756に対して「枚方上流域での24時間雨量の確率評価は1/110となる」と回答しているが、従来の計画では「2日雨量で確率評価1/200」だった。なぜ24時間雨量に変更したのか（委員長）。
→工事実施基本計画においては枚方地点では2日雨量を使っていたが、基本方針においては枚方上流域では24時間雨量を使っている。降雨の継続時間、洪水到達時間、ピーク流量に対する寄与の考え方等を検証した結果、枚方上流域では24時間雨量で十分に説明できると判断した（河川管理者）。
→相当な流域面積とダム群があるため、下流の枚方地点には1～2日遅れで水が流れてくる。このため、従来の計画では2日雨量を採用したが、なぜ24時間雨量が妥当なのか、説明してほしい（委員長）。
 - 下流への影響をチェックするための「対象洪水の選別」は、大戸川ダムと川上ダムの必要性に関わってくる非常に重要な選別だが、審議資料2-1質問No732（なぜ地点毎に対象洪水が異なっているのか）への河川管理者の回答がよくわからない。わかりやすく説明してほしい（委員長）。
→審議資料2-1の回答だけで理解頂くのは難しい面もあるため、あらためて整理する（河川管理者）。
 - わかりやすいシミュレーションをお願いしたい。時間とともにどれだけ流量が増え、それを防ぐために大戸川ダムをつくれればどの程度被害が減るのかといった時系列にそったわかりやすい説明をお願いしたい。
 - 各洪水の降り方の地域性（昭和47年20号はこの地域にたくさん降った等）がわかる資料をお願いする。
 - 「現状で、さまざまな規模の洪水が生じた場合に、どの地点で何が起き（浸水、浸透、洗掘、越水）、どのような被害が生じるのか」という河川毎の調査結果が5年前の流域委員会で示された。第3次委員会においても同様に、まずは全員で現状を共有するために「現時点までの最新の堤防点検結果等を踏まえた河川毎の調査結果」を説明してほしいとお願いした。しかし、この調査結果が示されないまま、いきなり「戦後最大洪水に対応するためには川上ダムと大戸川ダムが必要」という整備計画原案が示されても、納得できない。河川管理者には、わかりやすく、かみ砕いた説明をお願いしたい（委員長）。
 - 猪名川における治水対策の考え方について
 - 基礎案では検討対象から外した昭和35年洪水が、原案では対象洪水となっている。何故か。
→これまでは戦後最大の昭和35年洪水の降雨量を引き延ばして検討してきたが、引き延ばし流量が非常に大きくなるため、昭和35年洪水を検討対象から外していた。今回は、引き延ばしではなく、昭和35年洪水そのものを対象にしているため、整備計画に取り込めようかと判断した（河川管理者）。
 - 治水について
 - 「治水時であっても下流の維持流量の大幅な削減はしたくない」というのが河川管理者の考え方（審議資料2-3-2 P6）だが、治水時には琵琶湖の水位も下がっており、環境へのマイナスの影響も出ている。「治水の上下流バランス」と同じように、治水対応においても上下流バランスを考えるとどうか。
→琵琶湖の環境も踏まえて、維持流量の制限量は取水制限と同程度が妥当だと考えている。一般的には、維持流量は取水制限時に削減しないが、淀川においては過去の経緯があるために実施しているが、維持流量の削減は、河川環境への影響が大きいと考えている（河川管理者）。

- 河川管理者の今後のスタンスとして「水利権の見直し」と「用途間転用」をあげているが、これらを水利権者に積極的に働きかけていくのか（審議資料2-3-1質問No543）。
→ダム等の水源は財産権になるため、将来の安全確保等も含めて、利害者の判断になってくる。現時点で、下流の水源を伊賀地域に回すことは非常に難しいと考えている（河川管理者）。
 - 「伊賀地域の水需給の逼迫」をクリアできれば、用途間転用等の代替案について検討できるのではないか。例えば、暫定水利権としてのいっている間に代替案の検討をして欲しい（審議資料2-3-1質問No543）。
- 既設ダムの長寿命化について
 - 掘削の期間はどの程度になるのか。
→毎年4万m³は堆積するため、毎年最低4万m³+ α を掘削する。約50年で対象としている堆砂容量147万m³を除去できると考えている（河川管理者）。
 - 審議資料2-4-2スライド8「代替容量と5ダムの堆砂除去費用の関係」グラフの「代替容量確保費用」は川上ダムの容量増加分の建設費用だと思いが、何年で割り引いているのか。なぜその割引率を採用したのか。
→50年分の総費用として比較している（河川管理者）。
→通常のダムの費用便益計算は80年間で行うが、80年で計算すれば結果が違ってくるのではないかと。50年で土砂が除去できたとして、50年以降も毎年堆積する4万m³程度の土砂をこの方法で除去していったら、本当にトータルコストとして便益が出るのか（委員長）。
 - 「代替容量と5ダムの堆砂除去費用の関係」グラフの「総費用」には、環境に与える負荷に対する費用は含まれているのか。社会的コストの最適化について議論していくためには、工事費だけではなく、環境に関する社会的費用が含まれていなければ、議論が成り立たない。説明をお願いしたい。
 - 根拠となる計算式が出てこないのはなぜか。原案が示されている以上、根拠となる数字があるはずだ。事業費が確定していなければ、いくつかのケースを仮定した上で示してもらっても構わない。
→精査確認中の事業費が出次第、実際の数値を示したい（河川管理者）。
 - 除去に必要な費用は誰が負担するのか。下流府県はこの方針に納得しているのか。
→治水の費用負担と同じ考え方で、現在、調整している（河川管理者）。
 - ダムのアセットマネジメントが有効であるなら、なぜ他の流域で実施していないのか。
→他の既設ダムでも堆砂が課題となっており、対応の必要性が出てきている。木津川の場合は、近接したダム群で代替容量を持つことでそれぞれ補給できる関係にある（河川管理者）。
 - 一般傍聴者からの意見聴取：8名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
 - 「再質問への河川管理者からの回答」等、会議の内容がわかりにくい。原案の意見交換会と流域委員会がちぐはぐに開催されている。統合すべきではないか。
 - ダム水源は利害者の財産権だという河川管理者の説明があったが、権利の内容について説明してほしい。琵琶湖でなされた開発は「40m³/sでBSL-2m」なのか、「30m³/sでBSL-1.5m」なのか。利水安全度と基準洪水流量の定義について教えて欲しい。委員会では、利水安全度について徹底的に審議してほしい。川上ダムについて、河川管理者は府県との水利調整を進めているように思えない。下流の未利用水は300万m³/日もあり、調整できないはずがない。どのような調整をしているのか、説明してほしい。
 - 今回の治水シミュレーションで農業用水の実績値が示されたことは評価したい。取水制限をBSL-0.8mからはじめれば最低水位は10cm以上上がり、BSL-1.5mをクリアできる（スライド10）。非常事態にもかかわらず、維持流量のカットが甘い。維持流量カットによって「淀川で150日以上低水位が続く」との説明だが、何もBSL-1.28mまで上げる必要はない（スライド14）。今回のシミュレーション結果を見て、利用低水位BSL-1.5mには、十分対応できると感じた。
 - 5ダムの方針では、大戸川ダムは治水単独では経費の面から不利になるということから「当面実施しない」としていたが、経費の説明はなかった。原案では、天ヶ瀬ダムの二次放流のために大戸川ダムを復活したが、経費の説明がない。川上ダムのアセットマネジメントのトータル費用も示されていない。堆砂除去費用の比較グラフ程度でダムをつくるのか。河川管理者は真剣に議論してほしい。
 - 川上ダムの堆砂除去費用グラフには根拠が全くない。河川管理者からの回答も「整理中、精査中」となっており、説明責任を果たしていない。また、地元の原案の意見交換会では、超過洪水時の対応や岩倉峡の流下能力の説明はなかった。これが国民への説明責任を果たす姿勢なのか。態度を変えてもらいたい。
 - 河川管理者の回答（No900-902、236-238）では意味がない。土砂、泥、れきが与える環境への影響の検討抜きで整備計画を作ってもらっては困る。治水、利水、環境の議論がバラバラなので、改善してほしい。
 - 河川管理者はなぜ原案を修正しないのか。訂正版を出してほしい。洪水シミュレーションにおける琵琶湖の最高水位が変わった理由が「再検証した結果」とのことだが（質問No591）、これでは河川管理者を信用できない。原案が示されているにも関わらず「整理した上で回答する」という回答はおかしい。資料の信頼性を損なっている。塔の島地区は1200m³/s整備で十分であり、再検討してほしい。
 - 不特定容量はダムの容量を増やしているだけで、非出水期に洪水調節容量だけを掘削すればよい。一体誰が費用を負担するのか。税金の使い道を真剣に考えていただきたい。



第65回委員会の説明資料より抜粋

審議資料2-3-2、2-4-2より

第65回委員会では、審議資料2-3-2「淀川水系河川整備計画原案について 利水補足説明」、審議資料2-4-2「淀川水系河川整備計画原案について 既設ダムの長寿命化について（補足説明）」などを用いて河川管理者より報告がなされた後、質疑応答が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○審議資料2-3-2

①琵琶湖の「異常満水」と「非常満水時の操作」について

- ダム等の水質汚濁施設は、通常、10年に1回程度発生する満水を対象に、利水に関する取組の計画がされています。
- このようなダム等の利水の計画を上回る規模の満水、一般的に、異常満水と呼んでいます。
- また、このような異常満水による恐れがある場合として、一般的に、ダム等の貯水容量が90%程度まで残った時点を目安に、ダムの貯水容量を使い切ることを避けるため、取水制限等の対応がとられます。
- 琵琶湖においても、ダムと同様、計画通りの運用を行った場合に利用低水位-1.5mを下回る規模の満水が異常満水となります。
- また、琵琶湖では、これまで、琵琶湖水位が洪水制限水位-3.0mと利用低水位-1.5mの平均の-9.0cm程度に低下した時点で取水制限が実施されています。このような取水制限を実施することや異常満水対策容量を確保することによって、異常満水であっても、水位が利用低水位を下回らないこともあります。

- 一方、琵琶湖は自然の湖であるため、ダムのように貯水容量を使い切った時点で貯水容量が無くなるということにはなりません。取水制限を実施し異常満水対策容量を確保して利用低水位を下回らないように努めても、結果的に水位が利用低水位を下回ることが起こり得ます。
- 利用低水位を下回った場合の琵琶湖湖底の操作は、琵琶湖湖底操作規則において、通常の操作とは異なり、国土交通大臣が、関係府県知事の意見を聴いて操作を決定することとなっています。この利用低水位-1.5mを下回った場合の琵琶湖湖底の操作のことを非常満水時の操作と呼んでいます。
- なお、利用低水位-1.5mを下回る場合には、水利利用については人工による必要最小限の取水、維持流量については生態系維持上必要な最小限の供給が想定されており、下流河川において極めて厳しい事態の発生が予想されます。

琵琶湖湖底操作規則(非常満水時の操作)
第19条 琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における湖底の操作については、閣議大臣が関係府県知事の意見を聴いて決定する。

②S14～16年満水時における試算の追加検討について

第62回委員会(H19.9.26)審議資料P13-P14の取水制限+貯水+貯水容量削減を行った試算(以下、「前回」と表示)について、以下の変更を行った場合について追加検討(以下、「今回」と表示)を実施

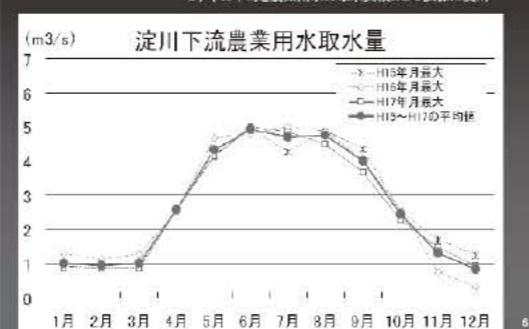
●検討ケース(1)

農業用水の取水量について現行規模を用いたケース
(前回)水利権量の1/2 → (今回)実績月別最大取水量

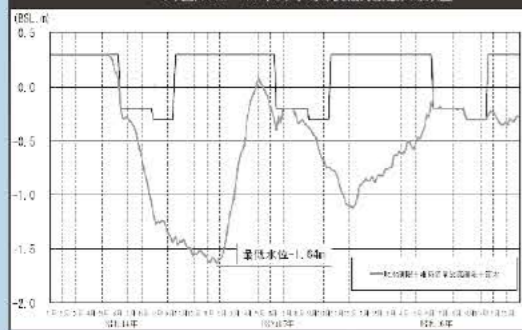
※前回の試算では、H7年に実施した取水実験調査をもとに水利権の1/2と仮定。

※淀川下流農業用水はすべて慣行水利権であり、許可水利権のよ別水利権使用規則に基づく取水量削減はされていない。利水者から報告された取水量データが全部揃っているのは、H15～17年の3ヶ年。3ヶ年で大きな変動がないため、今回の試算では、この3ヶ年の平均を農業用水の取水実績として使用。ただし、データの精度については未確認。

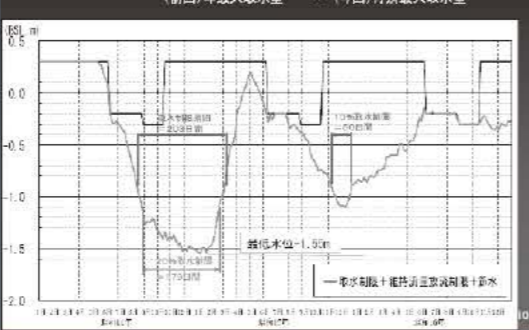
淀川下流農業用水(慣行水利権8件)の取水量データが揃っているのは、H15～17年
→ 3ヶ年の平均を農業用水の取水実績として試算に使用



検討ケース(1) (前回)農業用水の取水量を水利権量の1/2と仮定 → (今回)H15～17年3ヶ年平均の実績月別最大取水量



検討ケース(2) ケース(1)において、取水制限の基準を (前回)年最大取水量 → (今回)月別最大取水量

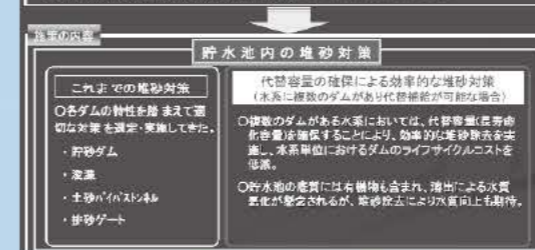


(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○審議資料2-4-2

ダムのアセットマネジメント(ダムの長寿命化)

ダム本体は半永久的構造物である一方、貯水時の堆砂によりダムの機能が低下(※ダムにはあらかじめ100年間の堆砂量を確保しているが、それを越え効用を喪失することが求められる)
→ 既設ダムの実績から、各ダムの今後の堆砂の進行が現状の状況に照して推定可能になり、適切な時期を迎えた堆砂対策により、ライフサイクルコストを削減



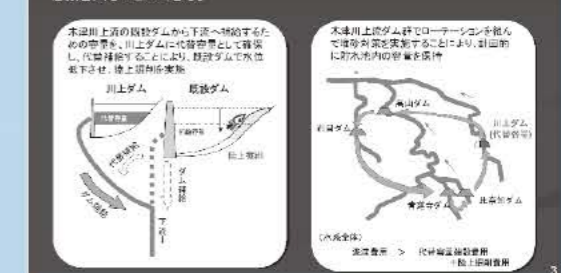
1. 既設ダムの長寿命化の必要性

川上ダムに長寿命化容量を確保する理由

- 社会資本の急速な老朽化の中、ライフサイクルコストの削減を念頭に計画的な維持管理・更新が必要なこと。
- ダム本体は半永久構造物であるが、堆砂の進行による機能低下が課題であること。
- 複数のダムがある水系では代替容量を確保し、水位低下させて陸上掘削を行うことによりライフサイクルコストの削減が可能であること。
- 木津川水系には複数のダムがあることと事業中の川上ダムにおいて代替容量の確保が可能であること。
- 以上のような観点から、既設ダムの長寿命化のために川上ダムに長寿命化のための容量を確保することとしたものです。

木津川水系ダム群におけるアセットマネジメント

長寿命化容量(水位低下のための代替容量)を事業中の川上ダムで確保することにより、木津川上流ダム群において、貯水池の水位を低下させ、低標な陸上掘削を行うことが可能になり、木津川上流ダム群のライフサイクルコストの低減を図ることができる。



2. 既設ダムの長寿命化の基本的な考え方

長寿命化構築の対象: 国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保と河川環境の保全に資する不特定容量の確保をまず優先することとしています。
既設ダムの長寿命化の対象範囲: 洪水調節容量から不特定容量までの範囲の堆砂除去を対象としています。その手段として代替容量が確保できる範囲は水位低下させ陸上掘削を行います。これが出ない場合は、浚渫等を行う計画としています。



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

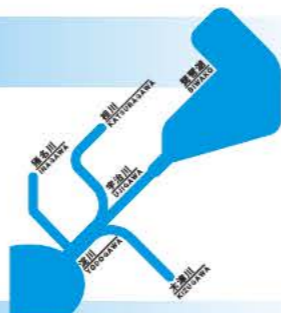
配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R65-A
報告資料1	第64回委員会(2007.10.6)以降の会議開催経過について	R65-B
審議資料1	淀川水系河川整備計画原案に対する現時点での質問の傾向	R65-C
審議資料2-1	淀川水系河川整備計画原案等に関わる質問・意見集(4.3 治水・防災)	R65-D
審議資料2-2	※審議資料2-1参照	—
審議資料2-3-1	淀川水系河川整備計画原案等に関わる質問・回答集(利水)	R65-E
審議資料2-3-2	淀川水系河川整備計画原案について 利水補足説明 —河川管理者提供資料—	R65-F
審議資料2-4-1	淀川水系河川整備計画原案に関わる質問・回答集(大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発・上野遊水地及び川上ダム・丹生ダム)	R65-G
審議資料2-4-2	淀川水系河川整備計画原案について 既設ダムの長寿命化について(補足説明)	R65-H
審議資料2-5	淀川水系河川整備計画原案等に関わる質問・意見集 別紙集 —河川管理者提供資料—	R65-I
その他資料	今後の委員会スケジュール	R65-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	R65-K

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第66回委員会

- 開催日時：2007年11月7日（水）16:30～20:00
- 場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場A面
- 参加者数：委員19名 河川管理者（指定席）20名
一般傍聴者（マスコミ含む）169名



1. 決定事項

- 審議資料1の通り、担当委員が①大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業 ②川上ダム・上野遊水地 ③丹生ダムのテーマ毎にポイントや疑問点をとりまとめ、委員会で審議するという方法で、今後の委員会を進める。担当委員は、①千代延委員、②山下委員、③川上委員とし、担当委員は協力委員を指名する。
- 河川管理者からの説明や回答に対する質問は、11月14日までに庶務に提出する。

2. 報告事項：庶務より報告資料1を用いて第65回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

1) 今後の委員会の進め方について

委員長より、審議資料1「今後の委員会の進め方について」について説明がなされた後、意見交換がなされた。決定事項は「1. 決定事項」の通り。主な意見は以下の通り（例示）。

- 今後の委員会では、テーマを絞った審議を行ってはどうか。テーマは、①大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業 ②川上ダム・上野遊水地 ③丹生ダム。テーマ毎に担当委員(2名)を選出し、担当委員がポイントや疑問点をとりまとめて報告。報告をもとに委員間で審議し、共有化を図る。なお、引き続き、河川管理者との質疑応答等を行う（委員長）。

→原案への意見書を作成しはじめはどうか。理解できない箇所については「理解できないため、認められない」と答申すればよい。

→「原案が理解できないままでは意見は言えない」というのが基本的な考え方だ。クリアしておかなければならない疑問点を整理・共有しておく必要がある。現状では、意見書は書けない。円滑に委員会を進めるためには、委員会でポイントを整理した上で河川管理者に説明をお願いするというやりとりが必要だと思っている（委員長）。

→委員間の意見交換ができていない。委員会を活性化させるためにディスカッションをすべき。

→意見書では、単に疑問点を述べるだけでなく、「〇〇についてはこうすべき」という提案まで述べるべきだ。また、原案の「基本的な考え方」が、各事業にどのように反映しているのかをチェックして欲しい。

- 意見書はいつまでに提出しなければならないのか。残された委員会の回数でどこまでできるのか、残りの時間を勘案したスケジュールを検討すべきだ。

→「12月中に意見書を」というのが河川管理者からの要請であり、委員会も努力目標としてきた。ただ、十分な議論をせずに「期限が来たので意見を述べる」ということでは、委員会としての使命は果たせない。「ここまで議論してくれた」と評価してくれるところまで議論したい。残り数回の議論では全く足りていないと思っている。回り道だが、ポイントを整理・共有した上で審議を進めた方が円滑に意見のとりまとめができると思っている（委員長）。

→今年度中を目途に河川整備計画をつくりたいと考え、府県知事と協議等の手続きから逆算して、「12月中に意見書を」とお願いした。整備計画の策定がずれ込み、4～5月になったとしても、すぐに支障が出るとは思っていない（ただ、整備計画ができていない状態を長く続けたくない）。12月中に意見書を頂くことが物理的に不可能であれば、無理強いをしようとは思っていない。「急がば回れ」となるとしても、よりよい整備計画をつくるために審議のやり方を工夫するというのであれば、それで進めて頂ければと思っている。一方で、現在、河川管理者として自治体や市町村長、住民の方々にご意見を聴いているが、これは年内にとりまとめるよう努力していきたい（河川管理者）。

→整備計画の策定が遅れば、国からの財源措置が遅れるといったデメリットがあるのではないか。

→河川整備計画ができていないために予算が付かず事業が止まるということはない。基礎案に基づいて事業は進んでいる。ただし、ダムについては整備計画に位置付けないと本体着工には進めない。テーマをダムに絞ったのはこのためでもある（委員長）。

- 資料「整備計画原案等に関する質問・回答集」の整理を行い、問題点やポイントを抽出してはどうか。

→担当委員が①～③のテーマ毎にポイントを取りまとめて疑問点を明確化・共有化するというやり方で審議を進める。これと並行して「質問・回答集」の整理を庶務に任せる（委員長）。

2) 淀川水系河川整備計画原案に関する質問・回答と補足説明について

河川管理者より、審議資料2-1～2-4について説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

- 新河川法には「環境」と「住民の意見聴取」が加わり、流域委員会の提言(平成15年12月)では「超過洪水と自然環境を考慮した治水」と提言したが、「自然環境を考慮した治水」は原案のどこに含まれているのか。従来の治水とどう変わったのか。

→治水面での「上下流バランス」は、河川法の改正に関わらず、治水対策として考えていることだ。超過洪水については、高規格堤防や水防災事業、住民が的確に避難できるような情報提供等のソフト対策によって被害の軽減に努める。自然環境への考慮については、さまざまな事業に織り込まれているが（生態系に配慮した河床掘削の方法等）、そういった観点での整理がきちんとできていないので、改めて説明したい（河川管理者）。

→大きなダムや大規模な河川改修を行えば、洪水リスクは低くなるが、環境への負荷も高まる。「上下流バランス」のトレードオフとして、影響を受ける自然環境をどう考えるのか。説明が必要だ。

→氾濫源をアユモドキ等の生物の保全地域にするという考え方もできる。そういった治水と環境のプラスマイナスを説明して欲しい。

- 資料2-3「整備段階と水位の変化について」P4のグラフは、大戸川ダムの効果が視覚的に確認できるグラフだが、上図では2カ所で水位がHWLを超えている。何cm超えているのか（委員長）。

←今は数字を持ち合わせていないので、確認してお答えしたい（河川管理者）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：8名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- 流域市町村長による懇談会での配付資料を流域委員会でも配付して、説明すべきだ。首長は流域委員会の審議内容を知った上で意見を述べているのか、疑問だ。流域委員会、市町村長との懇談会、住民との意見交換会は、いつになったら統合されるのか。

- 大内の水位流量観測所の上流の森井堰で堰き止められた水は灌漑期には下流の八幡排水樋門へ排水されているとの説明だが、11月にも排水されていることを確認した。また、S31～S47年は鳥ヶ原の水位を流域比で単純に当てはめて大内の流量としており、大変いいかげんなデータだ。荒木水位観測所の下流の西明寺井堰で採水されている時には、流水がない場合もあり、この観測値も信用できない。もう一度精査して、原案の説明資料を改めるべきだ。

- なぜダムをつくらうとしているのか、ダムの問題点がどこにあるのか、河川管理者が本当にダムが欲しいと思っているなら、きちんと説明をすべきだ。審議資料2-4では、計画規模洪水以上の水位について説明しているが、2.5倍の水位は堤防天端を下回っている。破堤しなければ、2.5倍でも大丈夫だが、これをどう考えるかが流域委員会の原点だ。治水や利水であっても、環境に重大な影響を与えない方法を選ぶというところまでいかないと新河川法の趣旨は反映されたとはいえない。

- 第64回委員会 資料1-4-1ではS47年洪水の琵琶湖沿岸の浸水実態が示されているが、現在は琵琶湖総によって琵琶湖沿岸の浸水被害は減っている。「過去の資料を載せているだけ」というのが河川管理者の説明だが、現在の被害実態を示すものではないので、撤回すべきだ。また、琵琶湖後期放流1500m³/sの理由として「景観保全に配慮して1500m³/sが限界だから」と説明しているが、現時点で景観は破壊されている。洪水時に流れてくるのは宇治橋地点1100m³/sなので、1500m³/sに固執する必要はない。1500m³/sは天ヶ瀬ダムからの1140m³/sと残留域の流量をあわせた数字だが、残留域分を合理式で算出する手法を再検討すべきだ。天ヶ瀬ダムのトンネルの周囲の山に対する安全性についても議論して欲しい。

- ダムについて検討する際には上下流を考えて欲しい。塔の島地区の問題が解決しないことには先に進まない。住民の意見を聴く会に参加したが、河川管理者は質問に正面から答えない。資料の内容もところどころ変わっており、不信感が増している。塔の島地区の現況の流下能力の根拠や塔の島地区の掘削量といった基本的な質問への回答もない。流域委員会と地元の意見交換会の説明内容がバラバラになれば大変なことになる。河川管理者は、事実を述べなければ、いつまでも信頼されない。

- 天ヶ瀬ダムから1500m³/s流した場合に、塔の島地区の川底で何が起きるのか、生物への影響はどうなるのか。1500m³/sを流す整備をすれば、塔の島地区の河床や護岸や生物はどうなるのか、経年変化（5年、10年、50年）を示して欲しい。

- 委員会の今後の審議テーマに余野川ダムが含まれていないのは不満だ。余野川ダムは当面実施されないが、当面とはいつまでなのか。治水ダムに変更する手続きや箕面市が払った利水の料金はどうなるのか。自治体首長の懇談会が開催されたが、ダムをつくるという結論だったようだ。防災は国交省だけではできないという点を議論すべきではなかったのか。

- 川西市で水害にあった方は「一庫ダムができたのに」と恨んでいる。下流で破堤していても、ダムには洪水を軽減する効果があり、堤防強化が済んだ後はダムをつくるという河川管理者を信用できない。選ぶのは住民であってほしい。委員会には被害を受ける住民の身になって、判断して欲しい。



第66回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第66回委員会では、審議資料1「今後の委員会の進め方について」を用いて説明がされた後、意見交換が行われました。以下に資料を抜粋して掲載いたします。

■審議資料2-3、2-4より

第66回委員会では、審議資料2-3「整備段階と水位の変化について」、審議資料2-4「降雨規模と水位の変化について」などを用いて河川管理者より説明がなされた後、質疑応答が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料1

今後の委員会の進め方について

河川整備計画原案審議に向けて

- ・原案に関する河川管理者の説明に対して質問・回答がなされてきたが、未回答を含めて多岐に渡り疑問点が残っている。
- ・これまでの説明や質疑応答内容について、委員や一般傍聴者から、よくわからないという声が出ている。
- ・今後、わかりやすくかつ円滑に審議を進めるためには、委員、一般傍聴者および河川管理者の間において、多岐にわたる疑問点の系統だった整理と共有化が必要である。
- ・そのため今後、設定したテーマに沿って委員間で審議を行い、疑問点を整理しつつ、河川管理者から説明や回答を受ける審議スタイルを提案する。

今後の委員会の進め方

- ・テーマを絞った河川整備計画原案の審議
治水、利水、河川環境、利用等原案に関わる多くの問題に関連し、社会的にも関心の高い以下の3ダムについてテーマを絞り審議する。
①大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業
②川上ダム・上野遊水地
③丹生ダム

当面の審議方法

- ・各テーマごとに、担当委員（2名程度）を選出。
- ・担当委員がこれまでの河川管理者の説明・回答を踏まえて、理解した内容、疑問点を報告。
- ・その報告を基に委員間で審議し、理解した内容の確認、疑問点の明確化・共有化を図る。
- ・なお、引き続き委員や一般傍聴者からの質問および河川管理者からの回答は継続して行う。

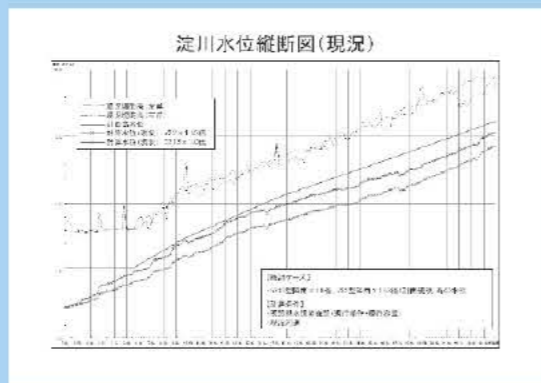
○審議資料2-3

検討ケース及び前提条件

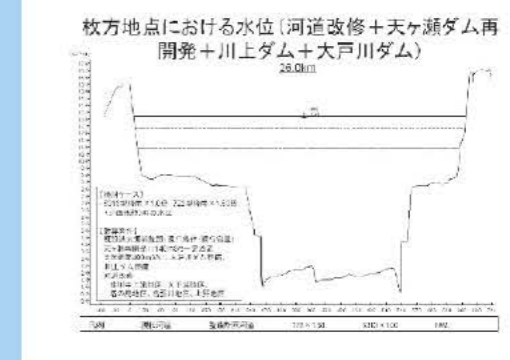
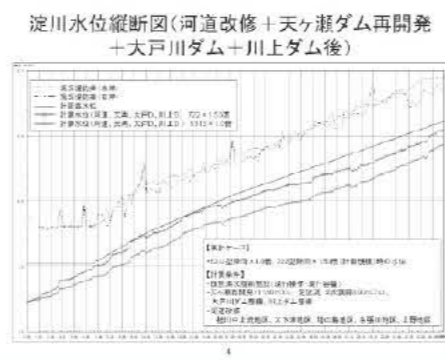
○検討ケース
既設28号管橋1号(0313)流水係数(秋方,24h)をもとに、調整を強化させ
1, 3号, 2, 0号, 2, 0号降雨に対する水位調整断面を作成
○調整方式: 調整, 調整係数ケース

○前提条件
○運用については、中上流は水位が10.4M又は防犯堤防高+余裕高の低い方に
達した時点で調整, 下流は堤防高を超過した場合は越水するという条件で洪水
経路に応じた調整断面を審議し, 不況対策に比し流域に負担を減らす。
○学芸川, 水津川, 神利川については, 中上流は水位が10.4M又は防犯堤防高+余裕高
の低い方に達, 下流まで越水するに限り条件で, 調整断面を量出し, 1号
が, 2号の場合の木付植栽と各の法を調整するに限り条件で調整した水位を
要するに限り, 2号は, 調整系を稼働した場合に水位を下げるに限り条件で
洪水経路に応じた調整断面を調整し, 不況対策により調整と水位を調整。

○注意事項
詳細設計による流出調整効果も検討, 流出調整効果に基きつつ一河川間における調整断面下流部
の調整効果も検討し, 当該調整の下流側の調整効果も検討。
新の調整については, 新の調整による調整効果も検討し, 流出調整効果に基きつつ一河川間における調整断面下流部
の調整効果も検討し, 当該調整の下流側の調整効果も検討。



(※次ページへ続く)



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○審議資料2-4



検討ケース及び前提条件

○検討ケース
既設28号管橋1号(0313)流水係数(秋方,24h)をもとに、調整を強化させ
1, 3号, 2, 0号, 2, 0号降雨に対する水位調整断面を作成
○調整方式: 調整, 調整係数ケース

○前提条件
○運用については、中上流は水位が10.4M又は防犯堤防高+余裕高の低い方に
達した時点で調整, 下流は堤防高を超過した場合は越水するという条件で洪水
経路に応じた調整断面を審議し, 不況対策に比し流域に負担を減らす。
○学芸川, 水津川, 神利川については, 中上流は水位が10.4M又は防犯堤防高+余裕高
の低い方に達, 下流まで越水するに限り条件で, 調整断面を量出し, 1号
が, 2号の場合の木付植栽と各の法を調整するに限り条件で調整した水位を
要するに限り, 2号は, 調整系を稼働した場合に水位を下げるに限り条件で
洪水経路に応じた調整断面を調整し, 不況対策により調整と水位を調整。

○注意事項
詳細設計による流出調整効果も検討, 流出調整効果に基きつつ一河川間における調整断面下流部
の調整効果も検討し, 当該調整の下流側の調整効果も検討。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R66-A
報告資料1	第65回委員会（2007.10.23）以降の会議開催経過について	R66-B
審議資料1	今後の委員会の進め方について	R66-C
審議資料2-1	淀川水系河川整備計画原案に関する質問と回答集	R66-D
審議資料2-2	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集 別紙集（その2）	R66-E
審議資料2-3	整備段階と水位の変化について →河川管理者提供資料→	R66-F
審議資料2-4	降雨規模と水位の変化について →河川管理者提供資料→	R66-G
その他資料	今後の委員会スケジュール	R66-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	R66-I

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第67回委員会

■開催日時：2007年11月26日（月）13:30～18:15

■場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場A面

■参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）194名



1. 決定事項

・第68回委員会では丹生ダムについて、第69回委員会では川上ダム・上野遊水地について、審議する。大戸川ダムについては、本日の議論を踏まえて担当委員で整理し、第70回委員会で再度審議する。

2. 報告事項：庶務より報告資料1を用いて第66回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

委員より、審議資料1-2「大戸川ダムの必要性、緊急性の検証（スライド版）」について説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○大下津地区（桂川）の河道改修について

・大下津地区の河道改修は過大ではないか。「現況河道+戦後最大洪水時」には、堤防から水が溢れていないため、大下津地区には3000m³/sしか流れてこない（資料1-2 P5図4）。それにもかかわらず、3700m³/sも流れるようにする河道改修は過大でないか。

→図4を訂正したい。流量が堤防満杯で流し得る量を超えて溢れることは確認している。水位として描写する際に、溢れながら下流に流量が到達することになるが、溢れた量を全て差し引いた流量で、下流から水位計算をしてしまった。本来は、溢れながら流量が低減してそれに応じた水位を示すべきだった。確認に時間がかかってしまい、大変申し訳ないと思っている（河川管理者）。

→上流の流下能力を増やせば、下流が危なくなる。過大な掘削によって下流の危険性が増す。ひいては、川上ダムや大戸川ダムが必要になる。新聞報道によれば、大下津地区の引提によって移転された住民の方は「掘削の話は聞いていない」と話しているそうだが、ダムを造るために新しい論理を追加したように思えてならない。

・将来的にはダムに貯まった土砂を川に還元することも考えられているが、土砂が貯まる場所を考えておくべきだ。流量の計算だけではなく、堆砂を考慮した河道にしておくべきだろう。引提は妥当な方針だ。

○戦後最大洪水対応と超過洪水対策について

・戦後最大洪水を計画高水位以下で流せるようにしたとしても、超過洪水の生起確立は決して小さいとは言えない。越水にも考慮した堤防強化をしておけば、破堤による甚大な被害を軽減できる。

→超過洪水が発生した途端に被害が増える。河道内で処理できる量が増えれば、越水の発生を遅らせるられる。堤防強化をすれば越水後の被害が減少する。抜本的な治水安全度の向上のためには、河道対策が必要だが、時間と予算の制約の中でどちらを優先するかということだろう。

→基礎案では越水対策強化の方針が示されたが、整備計画原案ではまったく足りていない。原案の強化すべき点として意見を述べていくべきだ。

○宇治川の1500m³/s改修について

・原案では「戦後最大洪水を安全に流すこと」を目標としている。この理屈で言えば、宇治川は「1500m³/s改修」ではなく、「戦後最大洪水対応、1100m³/s改修、琵琶湖後期放流1100m³/s」となるのではないか。また、戦後最大洪水対応が完了すれば、桂川は1/30、木津川は1/40、宇治川は1/100となり、なぜ宇治川だけ安全度の高い「1500m³/s改修」を行うのかという疑問も出てくる（委員長）。

→少なくとも戦後最大洪水に対しては安全に流すようにしたいと考えている。流域の治水安全度の「上下流バランス」を確保するためには、天ヶ瀬ダムの二次調節1140m³/s放流が必要となり、これに宇治発電所と宇治残留域からの流入量を加えて、戦後最大洪水対応1500m³/s改修が必要となる（審議資料1-3-3 P4～5）（河川管理者）。

→1500m³/sという数値を精査する必要があるが、基本方針から逸脱する目標ではない。あとは、どこから優先して整備をするのかという順序の問題だ。

→「戦後最大洪水対応」は最低限のレベルであり、河川によってはこれを超えてもよいのではないか。

・「洗堰は全閉」という前提で下流の流量について議論するのではなく、琵琶湖周辺の浸水被害をいかにして軽減するかという視点から議論する必要がある。

→河川管理者からは、琵琶湖周辺の治水にとって1500m³/sでなければならない理由について、説明されていない。そもそも河川管理者の説明の仕方がおかしい（委員長）。

・「1500m³/s」の根拠について説明を受けていない。「1500m³/s」の根拠がきちんと示され、それが流域全体のメリットになるのであればよいが、これまでの説明では釈然としない。

・「1500m³/s改修」の各段階によって、地域の文化やレクリエーションがどう変わっていくのか。そういったことを見ながら、今後の最善の方向を考えるべきだ。

・塔の島地区の「1/150、1500m³/s改修」を整備計画の期間中にやらなければならないのかという点がポ

イントだ。宇治川は流域全体の治水計画の重要な地点であり、天ヶ瀬ダムを有効に使うことが流域全体の計画のキーとなる。できるだけ放流能力を増やして、ダムの貯水能力を温存しておくために宇治川の流下能力も上げておく必要がある。急いでやっていく必要があると考えている（河川管理者）。

→確かにその通りだが、そのような説明は原案には書かれていない。なぜ原案は「戦後最大洪水対応」を憲法としているのか。そもそも、この出発点がおかしいのではないか。宇治川は「戦後最大洪水対応」ではない。他にも危険な地区があり、「戦後最大洪水対応」にこだわる必要はない。「戦後最大洪水対応」のために大下津地区で目一杯の河道掘削をする必要もなく（河川環境にとってもその方がよい）、二次調節が必要になる2つの洪水については掘削等の方法も考えられる。下流の水位計算結果だけを見て、天ヶ瀬ダムの二次調節や大戸川ダムの必要性について議論していると、おかしな議論になっていくのではないか（委員長）。

・河川管理者が「治水の上下流バランス」だけで考えていることが、歪みを生み出している。これまでの議論は旧河川法の枠の中でもできる。「環境、治水、利水のバランス」がどこに入ってくるのか。

○大戸川ダムの環境への影響について

・大戸川ダムが常時湛水ダムから治水専用ダムに変更されたことによる環境への影響はどうか。

→生物の保全にとっては氾濫もメリットになる。生物がもたらすサービスを評価しないといけない。この30年間で絶滅危惧種も増えている。こういったことを盛り込んだ計画を提案してもらいたい。

→穴あきダムが生物に与える影響については、科学的なデータがない。唯一の穴あきダムである益田川ダムでもモニタリングをしていない。移動経路の分断や攪乱頻度の減少等の評価が必要だ。

→原案に示されている計画は、生態系へのインパクトが大きい。上流の副ダムは河川の連続性を妨げる。増水時には1カ所しか水が流れないので、魚類の移動が阻害される可能性がある。特に減勢工の工夫（平時には普通の河床と同じ地形に戻る等）が必要だ。減勢工の設計図がなければ、議論できない。

・審議資料1-3-4 P31では「大戸川ダムの現地調査の結果、重要な動物の生息地は確認されなかった」と報告されている。この評価について、委員の意見をお伺いしたい。

→大戸川は琵琶湖とは違った貴重な生態系を持っている。急速な変化によって種を絶滅させてよいのか。

→低生物物から見れば、大戸川は土砂が豊富で、たまりが流動的に存在している。また、河川でありながら、止水環境が存在しており、沼エビが今でもたくさん棲んでいる。ダムによって土砂供給をストップすることは大変なデメリットになる。

→どのような影響があるのかを判断するための最低限の情報がない中で、整備計画だけが決まっているような危惧を覚える。押さえておくべきデータや場所の特異性などを把握する努力を一緒にやっていかなければならない。

→河川管理者の報告は、適切な評価ではない。この調査内容では議論できない。

→今後30年間の淀川流域の環境の方針を議論する場である以上、事業の影響評価は事業の範囲で終わらせるのではない。河川環境をよくするための管理の仕方や「事業アセスではなく計画アセスでやるべき」といった方針を提案していくべきだ。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：7名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・誰のための議論なのか、よくわからなかった。亀岡市長は開閉せよという意見だが、京都府との調整がどうなっているのか。意見を聴く会でも議論が噛み合っていない。住民の意見を聴きながら進めるべきだ。

・大川・神崎川の維持流量カットについて意見書を提出している（参考資料1 No874）。河川管理者からも回答をもらっているが、実質上は、我々の考えを認めている。ぜひご一読頂きたい。

・今回の審議では、宇治川の治水についてほとんど議論できていない。総合治水や堤防の話がなかった。「1500m³/s」について委員は勉強していない。生態系についても具体的に（どこに何が棲んでいて、どうなるのか）議論して欲しい。

・委員には資料を読み込んだ上で審議して頂きたい。宇治川の河川改修に関する議論ができていない。無駄な整備はやらないという視点で考えて欲しい。歴史景観と生態系の保全から考え、塔の島地区整備の見直しを要求している。「1500m³/s」については、地元では今日のような説明はなく、「1/150、1500m³/s」という説明しかなされていない。「1500m³/s」の根拠をきちんと整理しないといけない。

琵琶湖沿岸の浸水被害は琵琶湖で改善されている。実態をきちんと検証しないといけない。

・河川管理者は「天ヶ瀬ダム放流量1140m³/s+宇治発電所+宇治残留域=1500m³/s」としているが、残留域分の計算は適切ではない（参考資料1 No873）。委員会ではより突っ込んだ審議をして頂きたい。

・今回の委員会の進行は失敗だったのではないか。今日の審議では「宇治川だけは、戦後最大洪水対応ではなく、上下流バランスが目標」ということがわかっただけだ。委員会には、核心に迫ったテーマに絞り、意見書作成に向けた審議をお願いしたい。また、河川管理者は真摯に答えて欲しい。

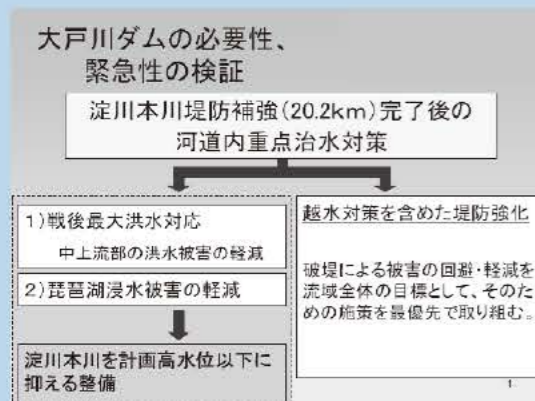
・天ヶ瀬ダムの機能を補うために大戸川ダムを造ろうとしている。委員会では、流域対応という新たな治水の論理について議論をしてきたが、原案は「ダムの輪廻」を生み出してしまおう計画だ。悪しき前例を作らないで欲しい。



第67回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-2より

第67回委員会では、審議資料1-2「大戸川ダムの必要性、緊急性の検証（スライド版）」を用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。



1) 上下流、本支川間バランスに基づく治水対策

①整備目標

【分かったこと】

- 「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。」
- 淀川本川及び上流の各支川については戦後最大洪水(昭和28年台風13号、除猪名川)を安全に流す。
- 琵琶湖については後期放流対策を行う。

【疑問点】

1 戦後最大洪水を計画高水位以下で流すことができるようにしたとしても、戦後最大洪水以上の洪水(超過洪水)の生起確率は決して小さいとはいえず、生起すれば破堤により甚大な被害が生じるのではないのか。

1) 上下流、本支川間バランスに基づく治水対策

②具体的な整備内容・・・戦後最大洪水対応

【分かったこと】

戦後最大洪水対応実施地区

- 桂川: 亀岡地区(京都府管轄)、嵐山地区、大下津地区
- 木津川: 上野地区、名張川地区(黒田、朝日・南町)
- 宇治川: 隠元地区、塔の島地区

【疑問点】

- 整備実施による各地区の流量増と枚方地点への流量の影響はどうか。
- 川上ダム、大戸川ダムとも戦後最大洪水対応で見直したが、天ヶ瀬ダム再開発は、見直ししないのか。(図1)
- 大下津地区の河道改修は過大ではないか。戦後最大洪水の流量3000m³/sで十分ではないか。(図2、図3、図4、図5)

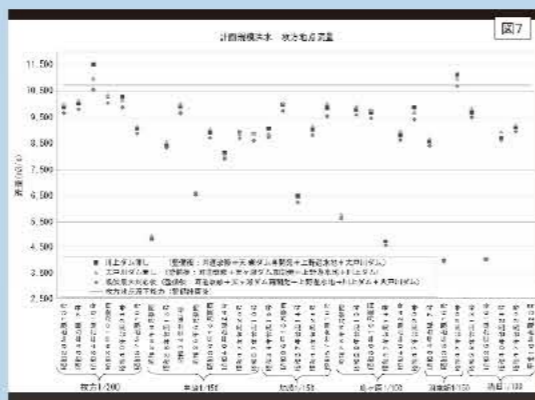


2) 淀川本川・枚方地点の安全性チェック

②淀川本川・枚方地点の安全性チェック

【疑問点】

- 枚方地点の計画規模降雨(1/200)による流量だけでなく、各支川の基準点の計画規模の降雨によりチェックする必要があるのか。(図6)
- 33タイプの降雨パターンを選択の方法はこれでよいのか。(図6)
- 計画規模(33タイプ)での検証は必要ではあるが十分ではないのではないのか。(図6)
- 大戸川ダムの有効率2/33をどう見るか。(図6)
- 昭和34年台風16号型×1.45倍の洪水が11500m³/sに増加しているのはなぜか。(図7)



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

2) 淀川本川・枚方地点の安全性チェック

②淀川本川・枚方地点の安全性チェック

- 枚方地点で10700m³/sを超える2タイプ(天再:有、川上:無、大戸:無)について、計画高水位を越える区間、水位、時間はどうか。(図8、図9)
- 大下津地区の流下能力を3000m³/sで止めていけば、枚方地点流量はいくらになるか。(図10)
- 疑問点9の対策として、河床掘削による流下能力増強の可能性はないか: 阪急神戸線新淀川橋梁、淀川大橋、伝法大橋、城北・豊里地区(図11)
- 疑問点9の対策として、流量抑制の可能性はないか: 比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、高山ダム、日吉ダム

2) 大戸川ダムの代替案検討

【分かったこと】

- 天ヶ瀬ダムで二次調節も可能な洪水調節容量確保

【疑問点】

15 複合的代替案の検討の可能性:
堆砂容量の掘削・浚渫、及び喜撰山ダムの活用

1) 大戸川ダムの事業目的

【分かったこと】

- 天ヶ瀬ダムの洪水調節容量不足(二次調節のための容量7280千m³)への対応
- 大戸川流域の浸水被害軽減(ローカル治水)

【疑問点】

14 天ヶ瀬ダムによる「二次調節」の意義と方法

4) 新計画における環境問題

【疑問点】

17 常時湛水ダムから治水専用ダムになったことによる変化に着目した環境変化はどうか。(図15)

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

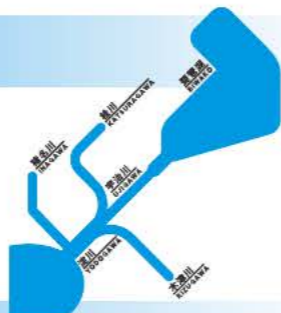
配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R67-A
報告資料1	第66回委員会(2007.11.7)以降の会議開催経過について	R67-B
審議資料1-1	大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業の理解と検証(文書版)	R67-C
審議資料1-2	大戸川ダムの必要性、緊急性の検証(スライド版)	R67-D
審議資料1-3	11/26 第67回委員会 資料一覧 -河川管理者提供資料-	R67-E
審議資料1-3-1	治水対策に関する基本的な考え方(案) -河川管理者提供資料-	R67-F
審議資料1-3-2	計画規模の洪水の選定 -河川管理者提供資料-	R67-G
審議資料1-3-3	淀川水系における洪水調節の考え方 -河川管理者提供資料-	R67-H
審議資料1-3-4	大戸川ダム建設事業について -河川管理者提供資料-	R67-I
審議資料1-3-5	天ヶ瀬ダム再開発事業について -河川管理者提供資料-	R67-J
審議資料1-3-6	補足説明 -河川管理者提供資料-	R67-K
審議資料1-4-1	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集	R67-L
審議資料1-4-2	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集 別紙集(その3) -河川管理者提供資料-	R67-M
審議資料1-4-3	洪水規模および整備段階毎の水位縦断面図 -河川管理者提供資料-	R67-N
審議資料1-5	淀川水系河川整備計画(案)の策定に向けた住民の皆様、自治体の長から意見をお聴きする取り組みについて(中間報告) -河川管理者提供資料-	R67-O
その他資料	今後の委員会スケジュール	R67-P
参考資料1	委員および一般からのご意見	R67-Q

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第68回委員会

- 開催日時：2007年12月11日（火）16:30～21:10
- 場 所：大阪会館 1F A・B・Cホール
- 参加者数：委員21名 河川管理者（指定席）20名
一般傍聴者（マスコミ含む）184名



1. 決定事項

第69回委員会(12/27)では川上ダム・上野遊水地について、第70回委員会(1/9)では大戸川ダムの継続審議（時間があれば丹生ダムについても）、第71回委員会(1/29)ではダムの総括的な審議によって委員会の考え方をまとめていく。2～3月の委員会では、ダムの総括的な考え方を含めて、環境等の全体的な議論を行う。

2. 報告事項：庶務より、報告資料1を用いて第67回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、河川管理者より、審議資料2および新聞報道（「大戸川ダムなくても…洪水時の水位、堤防より2メートル下 読売新聞12/11」）について説明がなされた。主な説明内容は以下の通り。

堤防には、洪水時の風浪やうねり等を考慮して、計画高水位を安全に流下するための「余裕高」を設定している。計画高水位の変更に関しては、被害ポテンシャルがあがること、周辺の街づくり（道路や鉄道）の基準になっていること等の理由から、計画高水位は上げられないと考えている。破堤に対して役立つように積極的に堤防強化を進めていく必要があるが、破堤しないことは保証できないし、堤防強化に頼り切ることもできないと考えている。後日、詳細に説明したい（河川管理者）。
→大戸川ダムの必要性に関わるポイントなので、第70回委員会(1/9)の冒頭で審議する（委員長）。

3. 審議の概要

1) 丹生ダムに関する審議

委員より、審議資料1-1について説明がなされた後、審議がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

○代替案の検討について

丹生ダムの貯水容量4000万m³は、琵琶湖岸の浚渫で確保できるのではないのか。ヘドロの浚渫は環境にもプラスになる。丹生ダムの前に、まずはそういった代替案を徹底的に検討すべきではないのか。流域の5つのダムはすべて条件が違う。同じ基準で検討してはいけない。

→琵琶湖沿岸の浅場でヘドロや細かい粒子が体積しているところはない。むしろ、湖岸堤の建設や湿地の干拓によって水陸移行帯が減ったことが問題となっている。

内湖を復活して異常洪水対策のための容量を持たせるといふ代替案はどうか（委員長）。

→干拓以前の内湖の総面積は約30km²で平均水位2m（約6000万m³）。現状は私有地で農地になっている。早稲内湖を元に戻す滋賀県の計画があるが、半端な金額ではない。

→治水対策として内湖復活案は妥当ではないという検討結果をこれまでに示している。内湖は干拓されて農地になっており、現実的には大きな課題がある（河川管理者）。

○異常洪水対策について

参考資料1 No889の一般からのご意見の通り、取水制限の開始時期や下流の維持流量削減を見直せば、異常洪水対策容量は不要ではないか（異常洪水が発生する空梅雨の時は取水制限の実施時期を前倒しにする。平成6年には大川で60→40m³/sに、神崎川で10→5m³/sに維持流量を削減したが大きな支障は出ていない）。

→取水制限を前倒しにすると頻繁な取水制限が行われる。空梅雨の気象予測も困難だ（河川管理者）。
→今年が空梅雨になるかどうかという判断の精度は高いと思う。検討して頂きたい。

参考資料1 No889は「河川管理者が何ら有効な反論を為し得ていない」と結んでいる。河川管理者の「有効な反論」を聴かせて欲しい。一般の方が分析して提出した意見書なので、尊重して欲しい（委員長）。

→計算結果のみの回答なので、大変失礼な対応になってしまっている。検討ケース毎の説明と計算結果について、きちんとお答えしたい（河川管理者）。

異常洪水対策容量を丹生ダムで確保する場合、それは利水事業になるのか、治水事業になるのか。

→利水事業は特定の利水者のための事業だが、異常洪水対策は不特定用水の確保のため、治水事業に含まれる。治水事業の場合、下流自治体の負担が伴う（河川管理者）。

○瀬切れ対策について

瀬切れが発生しているにもかかわらず、魚類は生き残っている。高時川と琵琶湖の間の農業水路に退避しているのではないのか。ダムからの放流で瀬切れを解消するのではなく、農水省や土地改良区と連携して、現状を改善していく方向で検討してほしい。

高時川の瀬切れには人為的な原因があると考えている。また、11m³/sの水利権が与えられているが、水利権を与える際の基準点、基準洪水年、基準洪水流量等の基礎的なデータが河川管理者から示されていない。

→昔から続く慣行水利の状況を受けて、昭和51年に11m³/sを許可した。基準点は高時川頭首工の下流、基準洪水年は昭和28年、基準洪水流量は特に定めていない。正常流量は頭首工下流で1.8m³/s。高時川は、許可水利権を与える時点ですでに瀬切れを起こしていた（河川管理者）。

○整備計画の進め方・枠組みについて

「農業用水の精査確認」「水需要の抑制」「水利権の見直し」はやらなければならないことだが、河川管理者は、関係者との調整が必要となるこれらのソフト対策をきちんとアクションプランにして、その達成度を吟味していくのか。PDCAサイクルを動かすためには目標設定が必要になる。

→整備計画に位置づけた目標に向けて取り組んでいく。PDCAサイクルがきちんと動き、自らチェックできるような状況をつくるための検討が必要だと考えている（河川管理者）。

内湖復活、維持流量削減、アクションプランといったことは、いずれも河川整備事業の枠ではなく、流域管理の枠組に含まれる。河川法や流域委員会の枠組みからはみ出したこれらの議論をしていくためには、流域委員会の役割を明確にしなければならず、このままでは前に進まない。前提条件を整理した方がよい。

2) 今後の委員会の開催について

意見書作成の目標期限を設定すべきだ。

→事業費や費用効果分析についてさえ、いまだに示されていない段階では、意見書を作成できない。年内に示される河川管理者からの回答を見た上で、期限を考えたい（委員長）。

地元の方々の考えや思いについても、委員会で審議する必要があるのではないのか。

→地元の状況や経緯についても議論しながら進めればよいと考えている（委員長）。

事業費の詳細はいつ示されるのか。

→事業費については遅くとも年内に回答する（河川管理者）。

年度内に整備計画を策定するために、厳しいと承知してはいるが、1月中に答申を頂きたい（河川管理者）。

→事業費も示されていないのに、1月中に意見書を出せるわけがない。撤回して頂きたい（委員長）。

→「1月中」は撤回する。年度内の整備計画策定が目標だが、審議が尽くせないのであれば、審議を尽くすことを優先するほかないが、河川管理者は年度内を目標としてやっていくという点のご理解頂きたい。次回委員会までにこれまでに頂いた質問への回答を提出するので、回答を見て頂いた上で、スケジュールについて再度お願いする（河川管理者）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：8名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

河川管理者は計画高水位を少しでも超えれば責任を持たないのか。「計画高水位を1cmでも超えればダムが必要」というのは通用しない。異常洪水対策がなぜ治水事業なのか。治水事業は洪水対策だ。委員から異常洪水対策のための容量を琵琶湖の浚渫で確保するという案が出されていたが、環境への影響を考えれば、すぐにできるものではない。いずれは浚渫すべきだが、琵琶湖の自然環境のためにやるべきだ。高時川の水利権は丹生ダムが前提となっている。丹生ダムができるまでは暫定水利権をカットすべきだ。河川管理者は責任を回避しようとしている。休止すべきは河川管理者だ。しっかりやってほしい。

異常洪水は60年に1回の異常事態だという認識が薄い。大阪市水道局に「河川管理者の検討ケース2」について質問し、平成13年の実態に照らして大阪市でこれを実行すれば、2～9月までの一部の日で、深夜の断水は避けられないだろうという回答を頂いた。しかし、60年間に1回の異常事態ならばその程度は起こる。また、河川管理者の検討では維持流量の削減がまだ甘い。人間優先で考えれば、問題は起きない。

第1次委員会では、ダムWG、現地視察、住民意見聴取を行って、ダムへの厳しい意見をまとめた。第3次委員会には、これまでの委員会の議論を理解した上で意見を述べて頂きたい。

木津川では、住民への原案説明会は2回だけ。3回目の開催はなく、「質問や意見はメール等で」ということだった。河川管理者は、住民の意見は聴き置くだけで、市町村首長の意見を大切にしようとしているのではないのか。原案説明会では、若者の集団が目立ったが、司会等を請け負っているコンサルの関係者だった。未確認だがアルバイト料をもらっているのではないのか。河川管理者は住民からの質問を保留したままだが、これでは住民意見反映が途絶えてしまう。

流域委員会には丹生ダムの地元の意見が反映されていない。地元は1億m³規模のダムを求めている。一刻も早く工事を再開してほしい。国に協力して故郷を去った者の気持ちを考えてもらっているのか。丹生ダムは琵琶湖への影響がないという調査結果が出されているし、淡海の川づくり検討委員会では「丹生ダム+河道改修が有効」となった。琵琶湖周辺の床下浸水は住民で対応すべきという委員の意見は非常識だし、高時川の河床掘削はいつまでたっても実現できない。委員会にはしっかりとやってもらいたい。

「丹生ダムありき」では代替案の発想が貧困になる。河川管理者には「丹生ダムありき」をやめて、治水を真剣に検討して欲しい。高時川の基準洪水流量がいまだに明らかでない。水利権についてはおそらく昭和51年に行政手続きをきちんと踏んでいない。論理的に検証し直すべきだ。

計画を頻繁に変える河川管理者がダムの方々に迷惑をかけている。発言のなかった委員には意見がないのか。河川管理者に代えるのが委員の義務だ。前回委員会の議事録が公開されていないのは何故か。ダムフォローアップ委員会は流域委員会の審議にも影響してくる。委員会でも検討して欲しい。

河川管理者から正しい情報が示されていないからこそ、委員会の審議が遅れているという認識が河川管理者にはない。「1月中に答申を出して欲しい」という河川管理者の発言には驚いた。「流域市町村長の意見書」は、すべての市町村長が承知しているというわけではない。レビューされるべきは河川管理者だ。河川管理者には「流域委員会とは何か」を見つめ直して欲しい。



第68回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1より

第68回委員会では、審議資料1-1「丹生ダムについて」を用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

(1)琵琶湖と丹生ダムの環境

- 委員会は、河川整備計画の策定について、改正された河川法が新たに掲げた「河川環境の保全と整備」の主旨を最大限に生かすべく議論を重ねてきた。
- ダムは一般的に洪水調節や貯水に効果がある。しかし、自然環境に多大な負の影響を及ぼさないダムはない。また、ダムは建設予定地の地域社会に壊滅的影響を与えてきた。
- 治水と利水が一定の譲歩をすることなく、琵琶湖環境への負の影響を回避する計画の立案は不可能である。

(平成19年1月第2次委員会の「次期委員会への申送書」)

- どのような形体であれ、丹生ダムは、瀕死の危機にある琵琶湖の環境に長期的、不可逆的な負の影響を与えるに違いない。

(2)治水

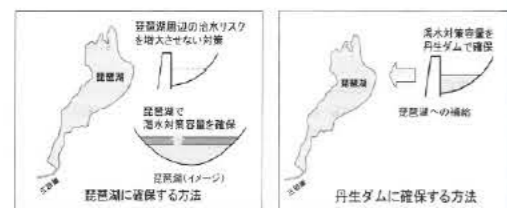
- 丹生ダムが高時川の治水に有効とされ、高時川の河川整備が遅れた。天井川の状況を早急に解消する必要がある。
- 丹生ダムが治水専用の流水型ダムであっても高時川と琵琶湖の自然環境に不可逆的な負の影響を及ぼすおそれがある。わが国では流水型ダムの実績は小規模のもの1例のみ(益田川ダム)であり、しかも、その環境影響は調査・報告されていない。この事例よりはるかに大規模な丹生ダムの琵琶湖への影響が軽微であるとしたことは大きな疑問である。今後、きちんと調査・検討し、その詳細な構造、環境影響予測及び事業費を公表する必要がある。

(参考H17. 8. 24丹生ダムの運用イメージ)

- ダム以外の方法についての検討がまだ不十分。

丹生ダムのイメージ

異常洪水対策容量の確保方法の比較(原案より)



(4)異常洪水時の緊急水確保

- 「異常洪水時の緊急水確保」について

- 異常洪水時の緊急水を琵琶湖で確保する場合、琵琶湖周辺の洪水防御へのマイナス効果を、丹生ダムの洪水調節で補うという論理は疑問である。
- 異常洪水時の緊急水をダムで確保する場合、洪水対策容量4050万m³は琵琶湖の水位上昇量に換算すると6cm(7cm)にすぎず、効果は期待できない。
- 異常洪水時に緊急水として補給できる貯水量がダムに確保されているかどうか不確定である。

(5)高時川の瀬切れについて

- 高時川頭首工の許可水量。

- 11 m³/sの水利権を許可したのは不適切。
- 約10年間の平均洪水流量を基準洪水流量とした(?)のは適切であったかどうかの検証が必要。
- 高時川利水の基準点、基準洪水年、基準洪水流量、基準流量、正常流量など基礎データが明らかにされていない。

瀬切れと河道内樹林(050604)



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

異常洪水対策容量の確保についての疑問(2)

異常洪水時において・・・

- 淀川大堰下流・大川・神崎川の維持流量は削減しないのか？
※委員会は一貫して真の水系全体の総合的な利水計画(水需要管理)を求めてきたが・・・一体、
- 下流農業用水の精査確認はいつ行うのか？
- 都市用水の水需要抑制はいつから、どのように具体化するのか？
- ダム計画にあたって、水利権(流水占有権)の見直し、用途転用は考慮しないのか？
※原案では言葉だけがひとり歩きしている観があり、水需要抑制の実体が見えない。

異常洪水対策容量の確保についての疑問(3)

- A: 異常洪水対策容量を丹生ダムで確保する場合、それは利水事業、治水事業のいずれか？
 - B: 異常洪水対策容量を琵琶湖で確保する場合、それは、利水事業、治水事業、維持用水事業のいずれか？
- それぞれの場合に、下流利水者または自治体はどのような名目の費用を負担するのか？
 - 異常洪水対策容量を丹生ダムに確保し、琵琶湖に補給する場合、ダムは法制上多目的ダムに該当するのか？
 - 多目的ダムに該当しない場合、事業主体はどのような機関にするのか？

私見

- 琵琶湖の治水については、洗堰の操作運用と制限水位の変更の併用が効果的である。
- 異常洪水については、洪水調整の早期実施によりBSL-1.5m以下にならないようにできる。
(※BSL-90cmからの洪水調整では遅い。)
- 異常洪水時の淀川下流の節水、淀川から補給している大川等派川の河川維持流量を随時的に削減することによっても、S14年～16年と同等の洪水でも琵琶湖の水位がBSL-1.5m以下にならないようにできる。
- 高時川・姉川の洪水対策は、河床掘削、拡幅、流下障害物除去等による流下能力の増大と、少なくとも床上浸水を回避することを目標とした越水破壊しない堤防への改修・強化が治水、環境、経済上最も有効。

私見 (つづき)

- いかなる形体のダムであっても、高時川と琵琶湖の構造・機能に重大な影響を及ぼし、とりかえしのつかない環境ダメージを与えるおそれがあるため、河川管理者は、河川法の趣旨ならびに「予防原則」を最重要視した方針に、英断をもって転換すべきである。
(参考:平成17年8月 5ダム方針に対する見解)
- 丹生ダム予定地は、生態系の最上位の希少猛禽類イヌワシ(天然記念物)とクマタカの生息が確認されている国内でも極めて重要な地域であることから、地域の生態系全体を保全するために、整備計画が予定する期間内においては、ダム以外の方法による、「高時川の洪水対策のみを目標とした整備」に専念すべきである。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

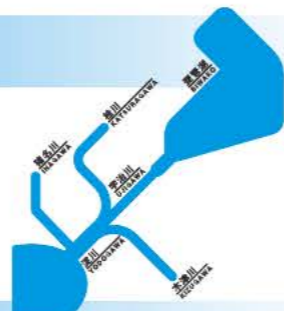
配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R68-A
報告資料1	第67回委員会(2007.11.26)以降の会議開催経過について	R68-B
審議資料1-1	丹生ダムについて	R68-C
審議資料1-2	丹生ダム建設事業について -河川管理者提供資料-	R68-D
審議資料2	今後の委員会開催予定表(案)	R68-E
審議参考資料1	川上ダム建設事業について -河川管理者提供資料-	R68-F
審議参考資料2	流域委員会資料の訂正及び追加について -河川管理者提供資料-	R68-G
審議参考資料3	淀川水系河川整備計画原案と今後の河川整備に関する意見書(案) -河川管理者提供資料-	R68-H
その他資料	今後の委員会スケジュール	R68-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	R68-J

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第69回委員会

- 開催日時：2007年12月27日（木）15:40～20:50
- 場 所：大阪市中央公会堂 3階 中集会室
- 参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）136名



1. 決定事項

- ・審議資料1-2-2「川上ダム建設事業について」に対する質問や意見は、1月11日までに庶務に提出する。
- ・利水の考え方について河川管理者の再説明を聞いた上で、大阪市と伊賀市にお伺いして川上ダムの利水に関するヒアリングを行う。

2. 報告事項

庶務より、報告資料1を用いて第68回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、河川管理者より、審議資料1-3～1-8を用いて、整備計画原案に記載されている各事業の事業費や整備順序、原案に関する質問・回答集等について説明がなされた。

3. 審議の概要

1) 川上ダム・上野遊水地に関する審議

委員より、審議資料1-1「川上ダムと上野遊水地」、審議資料1-9「川上ダムの代替容量の代替案検討」について説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○アセットマネジメント（既設ダムの長寿命化）について

- ・「川上ダムなし」のアセットマネジメントの代替案は検討に値する。流域全体のダムでライフサイクルコストを考えたマネジメントが検討されるのはよいことだ。また、資料1-9（高山ダムの水利権融通）も考え方としてはあり得るが、利水安全度の低下や調整のためのコスト等についても検討していく必要がある。
- ・アセットマネジメントのために新しい計画をつくらなくても、雨が少ない年に（ダムの低水位時に）、通常の管理範囲内で土砂を浚渫できるのではないか。代替容量830万m³の根拠についても再検討する必要がある。土砂は、環境および資源面から管理していくべきであり、川上ダムと切り離れた検討が必要だ。
- ・川上ダムでのアセットマネジメントによって、木津川上流のダム群の堆砂問題を効果的に解決している。
- ・河口の海岸浸食は、上流のダムで土砂の流れをとめていることが主な原因だ。土砂は、コストの対象として考えるだけでなく、資源という面からも検討しておかなければならない。
- ・アセットマネジメントのために川上ダムが9m高くなる。経済的なコストだけではなく、河川環境へのマイナスコスト（負荷）についても考えないといけない。
→ダムの水位が9m上昇すれば、外来種繁殖の危険性が増し、緑地も減る。環境面へのプラスとマイナスの影響をきちんと示してもらわないといけない。
→ダムの容量が大きいほど、今後の気象変動に対応できるというプラスの面もある。
- ・アセットマネジメントをやるのであれば、いきなりダムで考えるのではなく、堆砂を促す上流域の構造物や流速を落として堆砂を促進する方法等も検討できる。ダム計画があるために、他の方法を素通りしている。
- ・アセットマネジメントは治水事業として行うため、利水者への費用負担は求めないということだが、利水者にもメリットがある。利水者に痛み（費用負担や利水安全度の低下）を負担してもらうことも検討できる。
- ・経済的なコスト評価だけでは、社会的な評価は下せない。社会的なコスト（人と川との関わりへの影響等）や環境的なコスト（動植物への負荷）を組み込んだ検討結果を示してほしい。
→途中でダム事業を放棄するコスト、地元住民の移転コスト等も含めて検討すべきだろう。

○利水について

- ・河川管理者は「利水安全度が低下するから代替案は無理だ」と結論しているが、大阪市には余裕がある。門前払いをするのではなく、「利水安全度が何%低下するのか」といった具体的な検討をしてほしい。
- ・代替案として提案されている「青蓮寺用水土地改良区の幹線パイプラインを利用した導水」（参考資料1 No907）は、誰も損をしない良い提案だ。整備計画原案には「水需要の精査確認」「水利権転用」「水資源の運用見直し」が掲げられているが、1つでも確実に実行してもらいたい。重要だ。「やむを得ない場合にダムをつくる」という姿勢で、大阪市や青蓮寺用水土地改良区との水利調整をして欲しい。
- ・広域的な水利用が環境にどのような影響を与えるのか、検討する余地がある。
- ・利水に関する議論は「河川管理者が水需要管理をどこまでやるのか」に収斂する。提案されている具体的な代替案に対して、河川管理者は以前と同じ回答を繰り返すだけで、説明責任を果たしていない（委員長）。
→利水の大きな方向性は原案の通りだが、どこまで踏み込めるか、決めきれていない部分も残っている。改めて河川管理者のスタンスを整理して説明する（河川管理者）。
- ・大阪市と伊賀市の利水の考え方が川上ダムの大きなポイントになっている。流域委員会として、大阪市と伊賀市からお話を伺ってはどうか。
→委員会で説明してもらっては難しい。委員が大阪市や伊賀市を訪ねてお話を伺うのが望ましい。
→利水に関する河川管理者の再説明を聞いた上で、大阪市と伊賀市にお話を聞きに行く（委員長）。

○環境について

- ・2次元モデルで水質予測を行ったことは評価できるが、まだまだ信頼性のある予測になっていない。これ以上の精度は難しいため、「あやふやな前提の元で計画を進めてよいか」という検討が妥当だ。これまででのデータから、濁りにしろ、プランクトンにしろ、ダムを造れば、環境への影響は否定できない。水質が変われば、底生生物がどう変わり、魚類がどうなるのかといった論理的な説明がなければ、納得できない。
- ・河川管理者は「水質保全対策の結果、クロロフィルは7～8μg/Lに落ち着き、大きな影響はない」と結論しているが、この評価には納得できない。自然河川としては妥当な値ではない。環境を好適に保つという目標からすれば、やるべき環境対策はたくさんある。小手先の手法では水質問題は解決しない。曝気でも解決しないと考えると、上流から清流バイパスを通すといった方法も検討すべきだ。予測される影響に対する対策が真剣に考えられていない点が不満だ。
- ・生態系ポテンシャルの高い地域は次世代のために残しておくべきだ。自然の価値や地元住民の意向等も調査したうえで、費用便益を検討すべき。
- ・「典型性（陸域）の予測結果」は、この地域の生態系の評価を行うには、粗すぎる。何が言いたいのか、理解できない。引用されている学識経験者のコメントは「影響は小さい」としているが、事業による負荷やデメリットについても共有しないとイケない（審議資料1-2-2 P92）。
- ・原案は、新河川法以前の「治水と利水で決まった計画が環境にどう影響するか」というやり方で検討している。環境を大前提にして、いかにして治水と利水に我慢してもらうかを考えるというプロセスになっていない。これらを考慮した上で、河川管理者の利水のスタンスに関する再説明をお願いしたい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：9名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・伊賀市に水がないということはない。伊賀市のための新規利水は必要ない。島ヶ原地点から大阪下流までの治水対策は必要ない。これまでに河川管理者は岩倉峡は開削しないという方針のもとで下流の堤防強化してきた。岩倉峡上流で越水しても、住居は浸水対策を行っており、田んぼが浸水する程度だ。上野市で2.5mの冠水が発生することもない。委員会には科学的なデータによって検討してほしい。
- ・河川管理者は「質問には回答した」というスタンスだが、回答をもらったとは思っていない。例えば、宇治川改修に関する初歩的な質問（「1500m³/s」をどのような計算式で求めたのか）に対しては「個別に対応させていただきます」という回答になっている。次回の委員会までに回答させるようにしてほしい。
→整理できていないものもあるため、後日、きちんとご回答する（河川管理者）。
→河川管理者に再度回答を求める質問がある場合は、庶務に連絡を頂きたい。委員会と河川管理者で納得できるような対応をとりたい（委員長）。
- ・岩倉峡の流下能力について検証を行い、5700m³/sの流下能力が検証できた。河川管理者は岩倉峡の流下能力を3100m³/sと算定したが、これは間違っており、どこかで誤魔化している。計画高水位を用いて計算したが、最低5410m³/sという計算結果が出た。昭和28年の豪雨対策として岩倉峡から岩石が切り出され、結果として岩倉峡は開削されている。上野遊水地でさえ必要なかったと言える（参考資料1 No905）。次回の委員会では、岩倉峡の流下能力についても検討してほしい。
- ・アセットマネジメントに関して、河川管理者は、高山ダムは堆砂除去量が多いため洪水期の掘削も計画しているが、洪水期制限水位まで下げれば十分な量を陸上掘削でき、川上ダムの長寿命化容量によってさらに水位を3m低下させる意味はない。また、非洪水期の掘削についても、水位が低い年を選んで掘削すればよい（参考資料1 No906）。仮に毎年掘削するとしても、琵琶湖の容量や大阪市の余剰水利権を考えれば、常時満水位から3m水位を下げておいても問題ない。委員会には突っ込んだ検討をお願いしたい。
- ・原案の堤防補強の事業費がわずか800億円なのは、計画高水位以上でも堤防が安全になれば、ダムを造る理由がなくなるからではないか。河川管理者は本気で堤防補強を考えていない。原案では不十分だ。
- ・原案の予算が膨大な金額が膨れあがっている。これを国が承認し、整備計画が実行されれば、住民の負担はどれくらいになるのか。
- ・川上ダムは水資源機構のダムであり、新規利水がなくなれば事業者を換えざるを得ないが、水資源に関わる状況（撤退ルールや淀川フルプラン）が非常にわかりにくいので、きちんと審議してほしい。伊賀市が高い水価で受水できるのかがよくわからない状況で、水資源機構のダムでいくというやり方は容認できない。「大洪水の時に水があれば安全」というイメージで検討するのは問題だ。アセットマネジメントのように、次々にダムの新しい目的を出してくるのはやめてほしい。
- ・高時川頭首工の基準濁水流量が何m³/sなのか、河川管理者からの回答がない。委員会は河川管理者に回答を求めて欲しい。伊賀市が川上ダムに参加すれば、建設コストと維持管理費の負担が必要になるが、これらの金額も含めた検討をして欲しい。水融通を一気に進めるのは難しいので、農水の「見直し期間」と同じようなやり方が妥当だ。河川管理者には調整を進めてもらいたい。
- ・川上ダムの治水について、きちんと議論して欲しかった。委員会は当初から、できるだけ広い分野からの意見聴取をモットーにしてきた。委員には、積極的に本音の意見を聴取してほしい。最近の河川管理者は委員会を軽視しているのではないかと。せつかつくった委員会の意見を尊重してほしい。



第69回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1より

第69回委員会では、審議資料1-1「川上ダムと上野遊水地」を用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

<論点>

「すべきでない」(=ダムの規模の縮小)という考え方

・長寿命化施策を実施しないとしたときのダム建設コストとその負担関係は？

□アセットマネジメントで使うよりも治水のために用いたらどうかとする案(=>「治水」の検討)

社会的・環境的も含めたトータル・コストからみて妥当かどうか(下流自治体の費用負担面なども含め)

・代替容量(830万m³)の設定は事業費の観点から妥当か、その根拠は？
・「治水」事業として実施されるが、費用負担のあり方からして妥当か

利水者にもメリットがあるのだから、治水・利水を含めて検討してはどうか

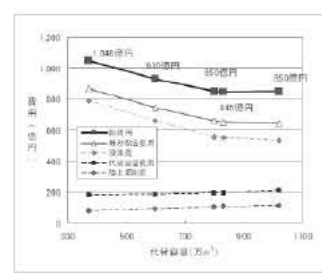
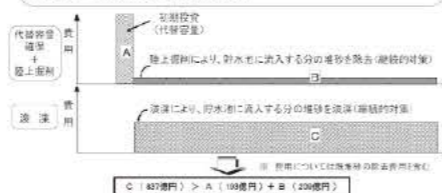


図 代替容量と5ダムの堆砂除去費用の関係(50年間で試算)

木津川ダム群におけるアセットマネジメントの必要性

① 堰により貯水池内の堆砂土砂を除去する場合は、高額の費用を要する。
② 代替容量の確保には初期投資を要するが、水位低下により陸上堰脚が崩壊することから結果的にライフサイクルコストが低減できる。
③ 事業中の川上ダムに代替容量を確保することで、既設ダムの堰上げや新たなダム建設に比べて、初期投資費用が削減できる。



○利水について

・利水が不要ならば、ダムの規模・形態・用途等は大きく違って来る可能性がある。
・河川管理者は、代替水源(・農業用水の転用、・下流都市用水の転用)は困難だという。
・結局のところ、水需要管理をどこまでやる(べきか、やれるか)につける?!!

<論点>

代替水源の可能性について

□大阪市等淀川下流との水利調整の可能性をどうみるべきか。

現時点で、大阪市等は、フルプランの見直し作業中だが、水源を持ち続けたい意向とのこと。大阪市から、直接、事情をうかがいたい

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

- 川上ダム以外の代替水源の可能性
- 木津川からの自流水の可能性
 - ・農業用水の実取水量の精査
 - ・大内地点での非かんがい期における流量
 - ・大内地点での流量の信頼性
- 青蓮寺ダムから青蓮寺用土地改良区に供給されている水量の一部を活用する案
 - ・土地改良区の利用状況等がどうなっているのか
- 比奈知ダムから前深瀬川へ補給する案
 - ・導水路とポンプ施設が必要
 - ・水利権の玉突き調整が必要



○川上ダム建設にともなう河川環境への影響について

・河川管理者からは、例えば「ダムを建設しても大きな問題が生じることは予想されない」との、専門家の意見を踏まえた「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」が提示されている(H17)。また、「川上ダム建設事業について」の第7章に最新の資料が追加されている。

<検討事項>

・オオサンショウウオ、オオタカ等についての検討は？
・生物生息生育環境そのものの保全という視点からみた検討は？

□環境を専門とする委員は、河川管理者から提示された資料をどのように評価するのか

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R69-A
報告資料1	第68回委員会(2007.12.11)以降の会議開催経過について	R69-B
審議資料1-1	川上ダムと上野遊水地	R69-C
審議資料1-2-1	資料 川上ダム建設事業について -河川管理者提供資料-	R69-D
審議資料1-2-2	川上ダム建設事業について -河川管理者提供資料-	R69-E
審議資料1-3-1	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集(受付番号1329~1464)	R69-F
審議資料1-3-2	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集(第67回までの未回答分)	R69-G
審議資料1-3-3	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集別紙集(その4) -河川管理者提供資料-	R69-H
審議資料1-4	整備段階と水位の変化について -河川管理者提供資料-	R69-I
審議資料1-5	洪水規模毎の水位と堤防高の状況 -河川管理者提供資料-	R69-J
審議資料1-6	淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について -河川管理者提供資料-	R69-K
審議資料1-7	「淀川水系河川整備計画原案」で想定している概算事業費等について -河川管理者提供資料-	R69-L
審議資料1-8	丹生ダム建設事業について 補足説明 -河川管理者提供資料-	R69-M
審議資料1-9	川上ダムの代替容量の代替案検討	R69-N
その他資料	今後の委員会スケジュール	R69-O
参考資料1	委員および一般からのご意見	R69-P

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2007.11月現在(五十音順、敬称略)

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	治水・防災 河川	大阪工業大学工学部 教授
池野 誓男	治水・防災 防災	元大阪府港湾局長、大阪の河川を愛する会 会長
岡田 憲夫	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京都大学防災研究所 教授
川上 聡	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	NPO法人全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	環境 景観	京都大学大学院工学研究科 教授
河田 恵昭	治水・防災 防災	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長
河地 利彦	利水・利用 利水	京都大学大学院農学研究科 教授
佐藤 茂雄	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役CEO
佐野 静代	人文・経済・社会等 水文化	滋賀大学環境総合研究センター 准教授
澤井 健二	利水・利用 利用	摂南大学工学部 教授
寶 馨	治水・防災 河川	京都大学防災研究所 教授
竹門 康弘	環境 生態系	京都大学防災研究所 准教授
田中 真澄	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	流域住民
中村 正久	環境 水環境	滋賀大学 環境総合研究センター長
西野 麻知子	環境 生態系	滋賀県琵琶湖環境科学センター 琵琶湖環境研究部門長
久 隆浩	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授
深町 加津枝	環境 植物	京都府立大学人間環境学部 准教授
本多 孝	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	IPNET-Jインターネット・ソリューションネットワーク・ジャパン 事務局長
水野 敏明	環境 魚類	WWF JAPAN 自然保護室
水山 高久	治水・防災 治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
宮本 博司	治水・防災 防災	株式会社樽徳商店 代表取締役
村上 哲生	環境 水質	名古屋女子大学 教授
山下 淳	人文・経済・社会等 法律	同志社大学政策学部 教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で委員会、部会、検討会[※]の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部会の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

※平成18年8月29日以降のみで資料は検討中のものは除かせていただきます。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。
(<http://www.yodoriver.org>)

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、裏面連絡先までご連絡ください。送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、カラーページがある場合はコピー代も実費でいただきますので予めご了承ください。)

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。(宛先については裏面をご覧ください。)

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、第65回委員会、第66回委員会、第67回委員会、第68回委員会、第69回委員会の模様をまとめたものです。委員会についての詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧ください。
(<http://www.yodoriver.org>)

